

エコアクション21環境経営レポート



2021年度版
(対象期間:2021年1月~2021年12月)

2022年2月15日発行
株式会社 本木建設

目次

1	組織の概要	1
2	環境経営方針	2
3	実施体制	3-4
4	環境経営目標	5
5	環境経営計画	6-7
6	環境経営目標の達成状況及び環境活動の実施状況、その評価結果	8-11
7	環境経営目標に対する実績値と評価	12
8	環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無 (産業廃棄物処理業に特化した環境関連法規制度等含む)	13
	② 取組状況の確認並びに問題点の是正/予防	14-15
9	環境上の緊急事態への準備及び対応	16
	② 緊急事態への準備・対応 手順書	17-19
10	代表者による全体の評価と見直し・指示	20

1 組織の概要

事業所名	株式会社 本木建設		
代表者名	代表取締役社長 江口 秀行		
所在地/床面積	本社	長野県飯山市南町23-10	床面積: 516m ²
	資材センター	長野県飯山市大字旭字鴨引	床面積: 355m ²
	硫黄プラント	長野県飯山市大字旭字撫下 他	床面積: 4,000m ²
設立	昭和40年4月5日		
資本金	2001万円	従業員数	27
売上高	1,038百万円(2020年4月~2021年3月)		
事業内容	土木・建設業(土木・とび、舗装、塗装、水道施設、建築、造園、解体)		
	産業廃棄物処理業(運搬、処分)		
環境管理責任者	工事部 第2部長 畠山 正則		
事務局	工事部 事務 本木 奈緒		

事業の規模の推移

項目	単位	2017年	2018年	2019年	2020年
売上高	百万円	1,000	860	900	1,038
従業員数	人	27	26	26	26

建設許可

管轄	業の種類	有効年月日	許可の種類	許可番号
長野県	特定建設業	令和4年5月29日	長野県知事(特-29)	第1200号
長野県	一般建設業	令和4年5月29日	長野県知事(般-29)	第1200号

産業廃棄物許可

管轄	業の種類	有効期限	許可年月日	許可番号
長野県	産業廃棄物収集運搬業	令和5年11月5日	平成30年11月6日	2007107207
長野県	産業廃棄物処分業	令和7年5月16日	令和2年5月17日	2027107207

産廃事業に供するすべての施設		規模	実績		
種類	がれき類の移動式破碎施設	保有面積:420m ² 保管高さ上限:5.1m 保有量: コンクリート廃材590m ³ アスファルト廃材 780m ³	項目	単位	がれき類
設置場所	飯山市大字旭字撫下3577 他		収集運搬量(受託)	t	45.11
設置年月日	平成17年3月1日		中間処理量(受託)	t	550.10
処理能力	360t/日(45t/h:8時間稼働)		中間処理量(自社)	t	2,149.88
許可年月日	平成17年2月1日		中間処理量(総量)	t	2,745.09
許可番号	082397		※対象期間:2020年1月~2020年12月		
許可の条件	移動式破碎施設(固定式兼用)の移動式としての処理は、排出現場内においてのみ行う				

2 環境経営方針

基本理念

『人を創り、暮らしを創り、地域を創る』を経営方針とする当社では、自然と環境マネジメントが不可欠になっている今日、自然と調和した地域づくり、都市の再生に向けて広い意味での生活空間を目指し工事資材の再利用と、自社体制で遂行する建設資材循環再生による資材再資源化に努めて、常に合理化・省力化・コストダウンの創意工夫で、環境保全に配慮し社員一人ひとりが環境負荷の低減環境改善を図るため、下記に環境方針を掲げることとする。

1. 事業活動で発生する建設廃棄物の減量化とリサイクルの推進に取り組む。
2. 事業活動等によるガソリン・軽油・灯油・電力から排出される二酸化炭素排出量の低減に努める。
3. 事業活動で使用する事務用紙の無駄を排除し、不要用紙の再利用に努める。
4. リサイクル商品及びグリーン商品、省資源型機器・機械の使用促進に努める。
5. 環境に関する法律・条例等を遵守する。
6. 長野県策定、産業廃棄物3R実践協定の締結を維持する。
7. 環境活動レポートを公表し、地域住民とのコミュニケーションを図る。

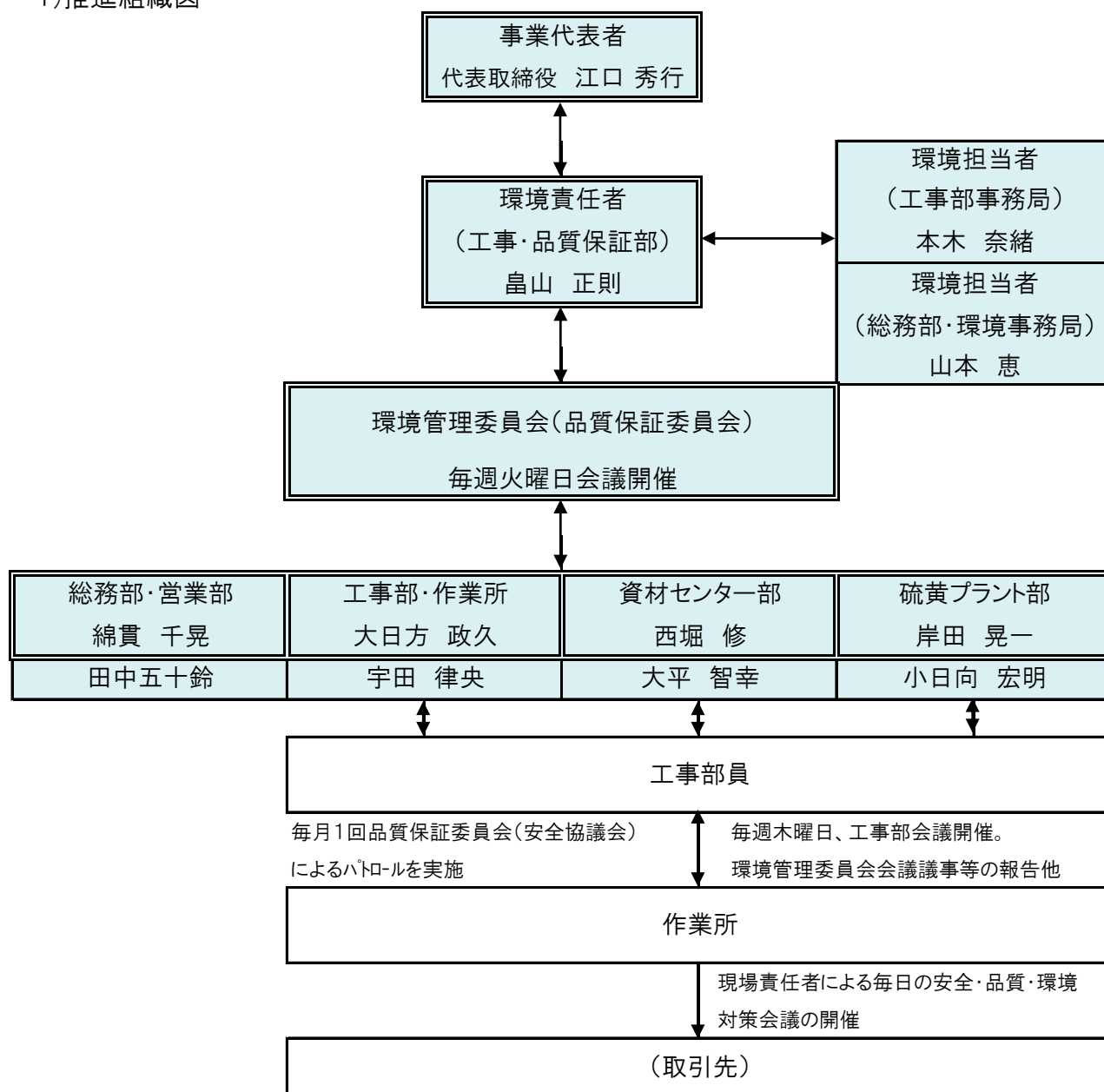
制定日 令和 4年 1月 20日

株式会社 本木建設
代表取締役 江口秀行

3 実施体制

登録事業者名	株式会社 本木建設	
対象事業所	本社	建設業 (土木工事業・とび土工事業、石工事業、舗装工事業 塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業 建築工事業、管工事業、造園工事業)
	資材センター	資材置き場(重機・機械・資材保管)
	硫黄プラント	産業廃棄物収集運搬、中間処理(破碎)
	各作業所	土木・建設工事(舗装・構造物工他)

1) 推進組織図



【 役割・責任・権限 】

組 織	役割・責任・権限
代表取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営に関する執行責任者 ・環境経営システムに関わる組織内の責任、権限及び相互関係を組織図に定め、社内に周知させる。 ・環境方針の策定、見直し及び全従業員への周知 ・システム運用に必要とされる人的資源・設備・技術者並びに資金の確保 ・環境目標、環境活動計画の承認 ・システムの評価、見直しの実施 ・環境活動レポートの承認、レポート公表の承諾
環境責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの構築・運用・活動・管理の責任者 ・環境経営システムに必要なプロセスの確立 ・環境目標、環境活動計画が確実に維持される活動及び管理 ・環境経営システムの外部機関との連絡 ・国、長野県、飯山市等の環境に関わる法規の遵守 ・環境経営システムの教育の実施 ・環境経営システムの実施状況及び改善の必要性の有無を社長に報告
環境担当者 (環境事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境責任者の補佐、委員会の事務局。 ・環境関連法規等の情報収集取りまとめの作成 ・環境目標、環境活動計画書原案の校正及び作成 ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・環境への活動自己チェック、環境負荷の自己チェックの実施 ・環境経営システムの外部機関との窓口 ・環境活動レポートの作成、公開
環境管理委員会 (品質保証委員会) 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムに関わる文書、活動などの最高位の審議は環境管理委員会(品質保証委員会)の行う会議とする ・環境目標、環境活動計画の承認策定
各 部 門 長 作 業 所 長 本 社 作 業 員 取 引 先 (下 請 負 人)	<ul style="list-style-type: none"> ・各部における環境経営システムの実行担当者 ・各部の部員への環境方針周知徹底 ・各部の教育訓練の実施と記録簿の作成 ・各部、作業所の環境活動計画の実施及び評価 ・作業所等では、環境・品質保障会議、工事部会議等の【お知らせ】事項等の取引先への周知徹底 ・各部の管理する事務機器、車両、作業機械等の点検整備 ・各部の事務用紙等の使用状態の管理 ・各部、作業所の電気・水道の使用状態管理 ・各部、作業所の冷暖房の使用状態管理 ・各部の問題点の是正処置、予防処置の実施
全社員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針、環境目標を事務所等に掲示し活動の重要性と認識向上を図る ・会社朝礼、作業所朝礼で環境方針等、全員の読上げ復唱で理解を図る ・各部、作業所の行う教育訓練で自主的・積極性・協調性を持った環境活動への参加

4 環境経営目標

今までの実績データ等を加味し、基準年度を2015年とした、今後2年間の環境経営目標(期間:1月~12月)

環境への負荷		単位	2015	2021		2022	2023
			基準年度	目標	実績	削減目標値(下段削減率)	
温室効果ガス排出量合計		Kg-CO2	382,776	368,813	365,260	368,813	368,813
				3.30%	4.58%	3.80%	3.80%
本社他施設	電力	kWh	44,114	38,820	37,231	37,497	37,497
				12%	15.60%	15%	15%
	LPG	Kg	300	150	130	150	150
				50%	56.53%	50%	50%
	灯油	L	3,472	3,229	12,860	3,125	3,125
			7%	-270.39%	10%	10%	
水道	m3	515	412	384	412	412	
			20%	25.44%	20%	20%	
一般廃棄物	Kg	1,890	1,758	1,678	1,701	1,701	
			7%	11.22%	10%	10%	
現場作業所	電力	kWh	17,604	17,252	30,547	17,252	17,252
				2%	-73.52%	2%	2%
	ガソリン(本包含む)	L	30,636	29,411	95,523	29,104	29,104
				3%	-211.80%	5%	5%
	軽油	L	102,221	100,177	106,473	100,177	100,177
			2%	-4.16%	2%	2%	
産業廃棄物	%	100	100	100	100	100	
リサイクル率			100%	100%	100%	100%	

※1, 事業年度は1/1~12/31となっています。

※2, 電力のCO2排出量については、2020年中部電力二酸化炭素調整後排出係数 0.379kg-CO2/kWhを使用

5 環境経営計画

環境活動計画		環境活動の取り組み
C O 2 排 出 量 の 削 減	電力削減	削減目標 本社12% 作業所2%
	・ 室内灯・外灯のLED化推進。	<p>本社・資材センターにおいての節電は、慣習化してきているが、作業所ではまだ徹底されていない部分がある。</p> <p>作業所では例年夏期に作業が最盛期となるため、現場事務所設営時にはヨシズやグリーンカーテンでガラス戸を覆うなどしてエアコン等冷房設備の使用削減を励行する。ただ、熱中症予防との兼ね合いもあるためあまり極端な節電はしないよう程度をわきまえて実施する。</p> <p>冬期における暖房使用は、必要以上に暑くならないように設定し、ストーブとの併用や服装の工夫などで節電を心掛ける。</p>
	・ 不在時、昼休時にこまめに消灯している。	
	・ 冷暖房の適正温度厳守（冷房28℃、暖房20℃）。	
	・ ブラインドを有効に利用し、寒暖の調節をしている。	
	・ グリーンカーテンやヨシズを利用し日射を防いでいる。	
	・ 服装の工夫で温度調節をしている。	
	・ 平日は節電モード設定をしている。	
	・ 休日にはパソコン電気機器等の主電源を切る。	
	・ 電気機器の未使用時は電源を切る。	
	・ 現場での防犯灯や監視カメラの電源はソーラーを使用。	
	LPGの削減	削減目標 全社50%
	・ 笛吹ケトル使用で湯沸かしの消し忘れを防止する。	お勝手使用が主。洗い物での使用時の出しっぱなしや、湯沸かし時の消し忘れを防止する。
	・ 湯沸かし器の設定温度を必要以上に高くしない。	
	ガソリンの削減	削減目標 全社3%
	軽油の削減	削減目標 作業所2%
	・ アイドリングストップに努め、暖機運転は最小限にとどめる。	<p>ガソリン・軽油の使用量は、受注内容や冬期の積雪量によって極端に増減する可能性があり、一概に削減目標を決められないところであるが、アイドリングストップやエコドライブ、相乗りで通勤する等の日常的な燃費向上を心掛け、使用削減を図る。</p> <p>また、第4次排ガス規制車や通勤車両にエコカーを積極的に導入してCo2の排出自体を抑える。</p>
	・ 急発信、急停車は行わない。	
	・ 遠方作業所へは相乗りで通勤する。	
・ 法定速度を厳守する。		
・ 車両、重機への過剰な作業負荷を行わない。		
・ 水中ポンプ等長期の連続使用では商用電源を優先して使う。		
・ 重機械は第4次排ガス規制機械を導入している。		
・ 通勤車両はエコカーを導入している。		
灯油の削減	削減目標 本社7%	
・ ストーブは不在時消火。	主に冬期の暖房で使用。エアコンとストーブを上手に使い分け使用量削減を図る。	
・ 温度調節をこまめにして、必要以上に暑くしない。		

環境活動計画		環境活動の取り組み
省資源化の推進	紙・ごみの削減	
	・社内回覧物や会議資料などは再生紙を使用する。	コピー用紙の再生利用については社内回覧物に関して必須としてすでに慣例化している。 ごみ処理については使い捨て製品を使わない等ごみ自体を出さない取り組みはもちろんだが、燃えるごみを極力減らし、分別して資源としてリサイクルに回すよう心掛ける。
	・使用済み用紙は再生紙として場所を決めて回収する。	
	・新聞・チラシ・段ボールは資源ごみとして回収。	
	・マイばし、マイコップを使用する。	
	・弁当・ジュース類の洗浄分別リサイクル推進。	
	水道水の削減	削減目標 全社20%
・蛇口はしっかりと締めて漏水防止に努める。	水道使用は一般家庭とさほど変わらない使用量である。とはいえ使用する際は、出しっぱなしにしない等節水に注意することを喚起して行く。	
・使用時の節水厳守。出しっぱなしにしない。		
・凍結防止帯を使用し、水道管の破裂を防ぐ。		
廃棄物の適正処理	一般廃棄物の処理	削減目標 全社7%
	産業廃棄物の処理	リサイクル率 100%
	・委託契約を締結している。	コンクリート及びアスファルト廃材については業として行っているため、当社処分場でのリサイクル率100%を目標としている。 委託契約、マニフェスト管理での適正処理の確認を随時実施。 作業所での発生品は分別ボックスを設置して適切に分別処理を行っているかを、月例現場パトロール時に確認。
	・マニフェストをもとに産廃の適正処理を行っている。	
	・当社施工での発生廃コンクリート・廃アスファルトは100%当社処分場でリサイクル。	
	・作業ミスによる廃棄物の削減。	
	・作業所発生品の分別素材別BOX設置。	
・協力業者等への産業廃棄物削減への協力要請。		
現場の環境	水路・河川の汚染防止	
	・重機械や発電機にオイルマットを備え油流出に備える。	作業所での緊急事態に備えオイルマットを必要箇所に配備し、事前に教育訓練を実施する。 生コン打設や打継の水洗い、ボーリング工事の汚泥の流出を防止するため、事前に計画を入念に立て、必要な措置を実施する。
	・生コン打設・グリーンカット時の汚水漏洩を防止する。	
	・水生生物や草花の事前調査を行っている。	
	・環境対策教育訓練の実施。	
	現場施設の充実	
・吸い殻入れ、トイレを設置しマナー向上を図る。	作業所でのマナーの向上及び現場環境との調和を図るため、新規入場者教育や教育訓練を実施する。	
・作業所発生品廃棄物の分別ボックスの設置。		

6 環境経営目標の達成状況及び環境活動の実施状況、その評価結果

環境目標項目	単位	基準年度	2021年目標	2021年実績	実績基準年比	評価
		2015年	基準年3.3%削減			
二酸化炭素排出量総計	Kg-CO2	382,776	368,813	362,595	94.7%	○
電力(本社)	KWh	44,114	38,820	37,231	84.4%	○
電力(作業所)	KWh	17,604	17,252	30,547	173.5%	×
ガソリン	L	30,636	29,411	32,300	105.4%	×
軽油	L	102,221	100,177	97,473	95.4%	○
灯油	L	6,492	3,229	4,065	62.6%	○
LPG	Kg	300	150	122	40.7%	○
水道	m3	515	412	384	74.6%	○
一般廃棄物	Kg	1,890	1,758	1,678	88.8%	○
産業廃棄物(リサイクル率)	%	100	100	100	100.0%	○

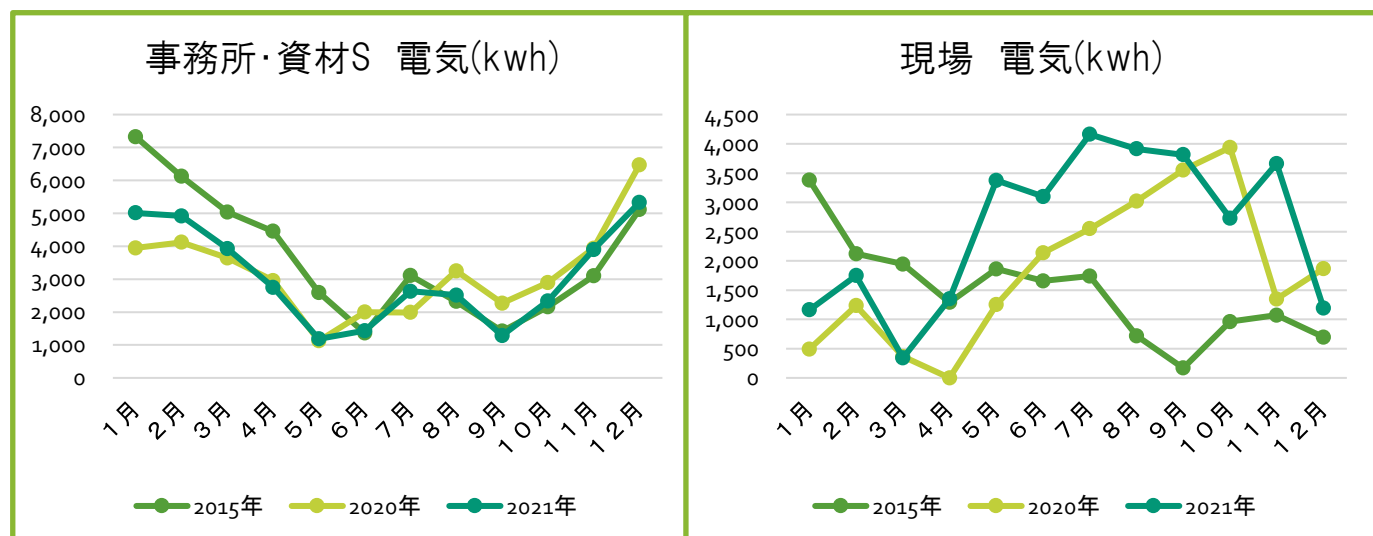
評価：○達成 △ほぼ達成 ×未達成 -変化無し

※電力のCO2排出量については、2020年中部電力二酸化炭素調整後排出係数 0.379kg-CO2/kWhを使用

評価コメント

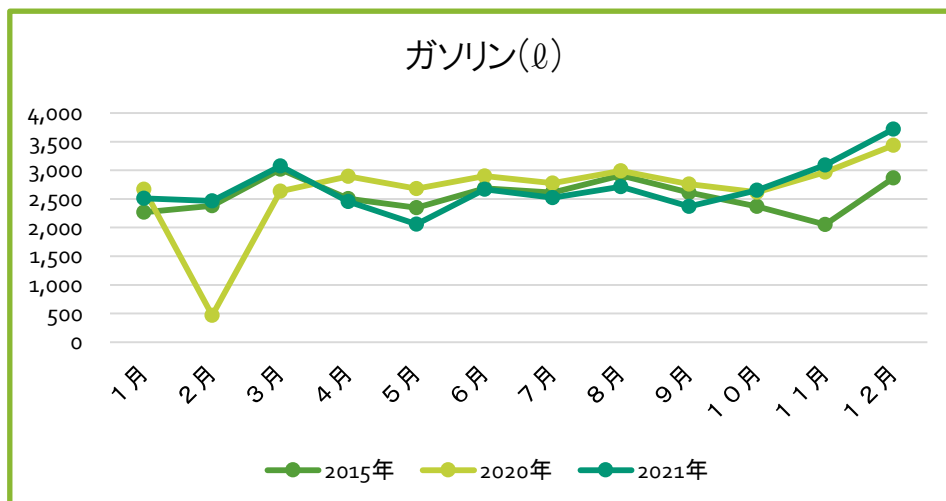
二酸化炭素排出量総計	山間部や遠方での工事の受注により、現場作業所での電力、ガソリン、軽油の使用量が増加傾向となったが、本社において、CO2排出を意識した活動を行ったことにより、排出量の総計は目標を達成する事ができた。
------------	--

購入電力	現場において、5月過ぎから夏日が続く、熱中症対策として、現場事務所や休憩室での適度なクーラー使用、冷蔵庫、大型ファンの導入などにより、9月ごろまで使用量が増加した。本社では、休憩時間の消灯など、無駄な電力を極力使用しないという意識が各職員に浸透した結果、目標を達成した。
------	---



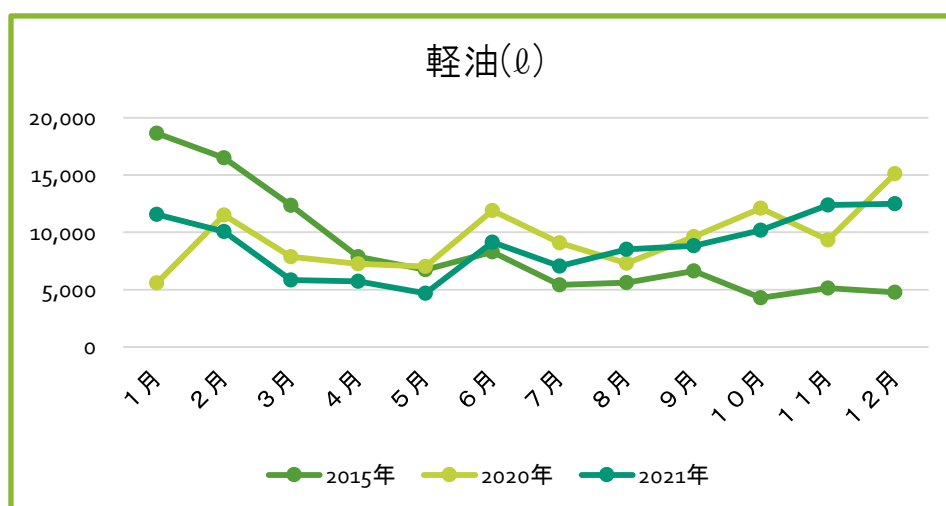
ガソリン

通勤車両の使用が主。山間部等の現場が多かったことに加え、東信地方など遠方での作業が多く通勤距離が増したため、削減目標を達成できなかった。
個々の取り組みとしては法定速度遵守、アイドリングストップなど、燃費を考えた運転を実践している。また、通勤車両のエコカーの導入を積極的に実践している。



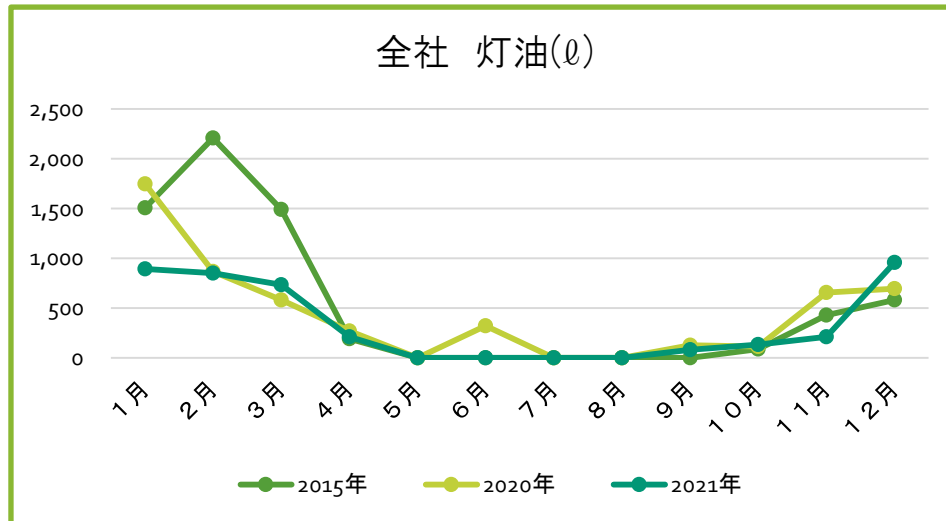
軽油

建設機械・車両及び発電機等での使用が主で、1月から3月は除雪機械による使用。8月から12月は、降雪前に完成させる現場が多くなったため増加となっている。
取組としては、第4次排ガス規制車両の積極的な導入と、ガソリン同様、始動時暖機運転の見直し、始業前点検の実施による故障の防止や未使用時にはエンジンを切るなど、アイドリングストップを推奨し、浪費防止を徹底している。



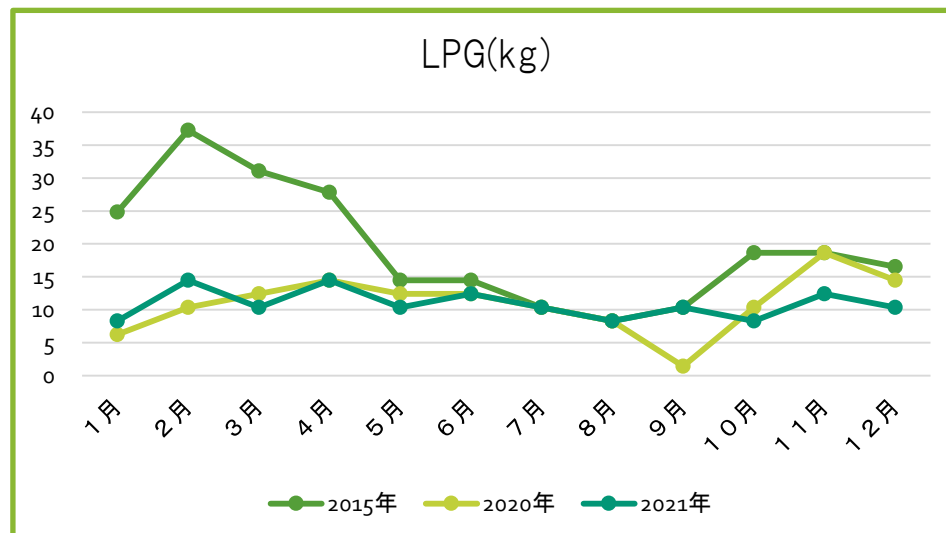
灯油

冬季の暖房使用が主で、年明けから平均気温が比較的低かったため冬季暖房の使用頻度が高かったが、暖房設定温度の上限取り決めや退出時の電源OFFなどの消費削減対策実施の結果、目標を達成した。



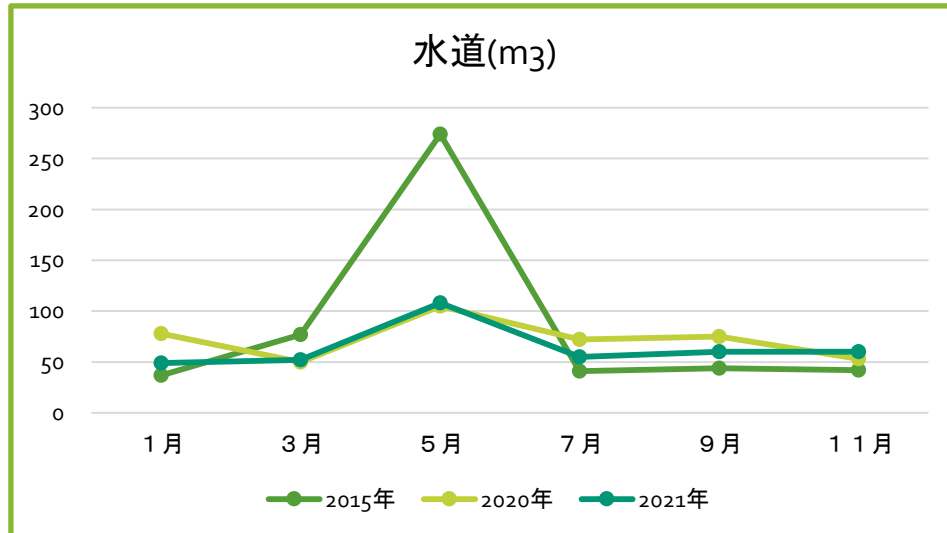
LPG

本社でのガスストーブ、ガスコンロ、瞬間湯沸かし器による使用が主。ガスストーブは温度設定機能を使い、ガスコンロでお湯を沸かす時は笛付きケトルを使用するなど、無駄使いや消し忘れに注意する。



水道

本社・資材センターでの湯沸し・トイレ使用が主、車両等洗車時の節水や水の出しっぱなし防止の周知徹底を図る。



一般廃棄物

ゴミの分別やリサイクルの徹底で減少。

産業廃棄物

リサイクル率は100%を達成している。

7 環境経営目標に対する実績値と評価

2021年度

評価 ◎十分出来た ○ほぼ出来た △不十分 ※ 2期連続で×が続いた場合には原因を追究して対策を講ずる。

項目	使用場所	単位	1月	2月	3月	小計	2015年度	達成度	評価
電気	事務所・資材S	Kwh	5,013	4,919	3,926	13,858	18,484	25.0%	○
	現場	Kwh	1,162	1,748	342	3,252	7,443	56.3%	○
水道	事務所・資材S	m3	49		52	101	114	11.4%	○
ガス	事務所	kg	8	14	10	33	93	64.4%	○
灯油	事務所	リットル	763	779	716	2,258	2,422	6.8%	○
	現場	リットル	128	72	18	218	2,784	92.2%	○
ガソリン	事務所	リットル	174	210	222	606	654	7.3%	○
	現場	リットル	2,334	2,257	2,854	7,445	7,018	-6.1%	×
軽油	現場	リットル	11,563	10,062	5,845	27,470	47,478	42.1%	○
コピー用紙	A3	枚	500	500	1,500	2,500			
	A4	枚	10,000	13,000	11,500	34,500			

項目	使用場所	単位	4月	5月	6月	小計	2015年度	達成度	評価
電気	事務所・資材S	Kwh	2,752	1,185	1,434	5,371	8,413	36.2%	○
	現場	Kwh	1,350	3,375	3,097	7,822	4,806	-62.8%	×
水道	事務所・資材S	m3		108		108	274	60.6%	○
ガス	事務所	kg	14	10	12	37	54	30.8%	○
灯油	事務所	リットル	210	0	0	210	140	-50.0%	×
	現場	リットル	0	0	0	0	51	100.0%	○
ガソリン	事務所	リットル	169	100	225	494	790	37.5%	○
	現場	リットル	2,285	1,960	1,960	6,204	6,745	8.0%	○
軽油	現場	リットル	5,714	4,680	9,152	19,545	22,893	14.6%	○
コピー用紙	A3	枚	1,500	1,500	1,000	4,000			
	A4	枚	9,000	7,500	8,500	25,000			

項目	使用場所	単位	7月	8月	9月	小計	2015年度	達成度	評価
電気	事務所・資材S	Kwh	2,633	2,516	1,285	6,434	6,848	6.0%	○
	現場	Kwh	4,162	3,914	3,814	11,890	2,626	-352.8%	×
水道	事務所・資材S	m3	55		60	115	85	-35.3%	×
ガス	事務所	kg	10	8	10	29	29	0.0%	○
灯油	事務所	リットル	0	0	79	79	0		○
	現場	リットル	0	0	0	0	0		○
ガソリン	事務所	リットル	172	267	172	610	851	28.3%	○
	現場	リットル	2,351	2,449	2,196	6,995	7,284	4.0%	○
軽油	現場	リットル	7,063	8,514	8,829	24,405	17,661	-38.2%	×
コピー用紙	A3	枚	2,000	500	2,000	4,500			
	A4	枚	5,500	5,500	11,500	22,500			

項目	使用場所	単位	10月	11月	12月	小計	2015年度	達成度	評価
電気	事務所・資材S	Kwh	2,336	3,901	5,331	11,568	10,369	-11.6%	×
	現場	Kwh	2,729	3,662	1,192	7,583	2,730	-177.8%	×
水道	事務所・資材S	m3		60		60	42	-42.9%	×
ガス	事務所	kg	8	12	10	31	54	42.3%	○
灯油	事務所	リットル	97	122	858	1,077	910	-18.4%	×
	現場	リットル	36	89	98	223	185	-20.5%	×
ガソリン	事務所	リットル	148	213	245	606	730	17.0%	○
	現場	リットル	2,501	2,881	3,473	8,854	6,565	-34.9%	×
軽油	現場	リットル	10,172	12,373	12,507	35,053	14,190	-147.0%	×
コピー用紙	A3	枚	500	500	0	1,000			
	A4	枚	8,000	7,000	5,000	20,000			

8 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

作成日：2020年4月1日

1) 当社に適用される環境関連法規制度等（※は産業廃棄物処理業に特化した環境関連法規制度等）

遵守確認：2021年2月8日 島山 正則

区分	関連法規制等		条項の内容	適合状況
	法規制名	条項		
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第3条	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない	○
		第12条の2	産業廃棄物保管基準の遵守(掲示板など)	○
		第12条の3	運搬・処分を委託する場合産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)を交付する	○
		第12条の3,6	毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストの交付状況を様式3号(産業廃棄物管理票交付状況報告書)により、長野県に報告する	○
		第14条 ※	産業廃棄物処理業、収集運搬業の許可、更新の届出	○
		第15条 ※	処理施設設置の届出	○
騒音振動	騒音規制法	第6条	騒音特定施設の設置の届出	○
	振動規制法	第6条	振動特定施設の設置の届出	○
水質	水質汚濁防止法	第5条	特定施設の設置届出	○
		第14条の2	事故時の応急処置と処置概要の行政への届出	○
	下水道法	第11条の2	下水道の使用開始届	○
		第12条の9	事故時の措置(事故の届け出と必要な措置)	○
	浄化槽法	第7条	浄化槽設置後の外観検査・水質検査	○
		第10条 ※	保守点検及び清掃の実施	○
第11条		定期検査(毎年1回の法定検査の実施)	○	
危険物	消防法	第10条	指定数量以上の危険物の貯蔵。 指定数量未満(0.2以上1.0未満)の少量危険物の貯蔵及び取り扱いの基準の遵守	○
リサイクル	家電リサイクル法 (エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)	第6条	特定家庭用機器廃棄物排出時、収集・運搬又は再商品化等をする者に引渡し、必要な料金を支払う	○
	小型家電リサイクル法 (パソコン、電話機など小型電子機器)	第5,6,7条※	消費者、事業者は分別して排出。市町村は分別して収集し認定事業者へ引き渡す	○
フロン	フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第4条	排出事業者は、特定製品が廃棄される場合にフロン類の適正処理に必要な措置を講じなければならない(廃棄時、フロン類回収業者へ引き渡し実施)	○
		第16条	空調室外機の簡易点検、定期点検(7.5kW以上)の実施など	○
化学物質	PRTR法 化管法	第4条 第5条	第1種指定化学物質の取り扱い等自主管理(SDSで確認)	○
			第1種指定化学物質年間取扱量1トン以上の場合の届出	○
ガス	高圧ガス保安法	第1条	高圧アセチレンガスボンベの適正な取扱い	○

その他の関連法規

道路	道路法	第32条	道路使用許可申請書の届出及び、関連機関との協議	○
河川	河川法	第24,26,27条	占用許可等の届出及び、関連機関との協議	○

2) 環境関連控訴等の問題有無

関係機関及び本社、各施設、開設作業所の近隣住民等からの環境関連での違反・訴訟等に関しては、会社設立以来1件も発生はない。

また、環境責任者の確認により、環境関連法規制度等遵守表(一覧表・遵守チェック法)による各部署での法遵守に問題ないことを確認しています。

8-② 取組状況の確認並びに問題点の是正/予防

様式12-01

制定 : 2012/01/10

改訂 :

問題点是正 / 予防処置表

1, 問題となった事項

環境経営システム

環境目標・活動計画

事故・緊急事態

外部からの苦情

法規等

その他

発生日時 :	発生部署 :	報告者・日付
内容 ・令和3年度において外部からの苦情はありませんでした		2019/1/7 畠山 正則
原因		
応急対応処置		環境責任者

2, 是正処置(再発防止)

是正処置の決定(内容)		結果確認		報告者
月/日	(いつまでに 誰が 何を)	月/日	(確認事項)	
				環境管理責任者
是正処置の有効性の確認欄 <input type="checkbox"/> 問題無し <input type="checkbox"/> 問題点有り <input type="checkbox"/> 問題有りは予防処置方法作成報告				<input type="checkbox"/> 是正処置の有効を確認 コメント:

3, 予防処置(潜在的な原因除去)

※問題点が他の部署等で類似した問題が発生する可能性の有る場合

必要不要

予防処置の決定(内容)		結果確認(有効性)		報告者
月/日	(いつまでに 誰が 何を)	月/日	(確認事項)	
				環境管理責任者

様式12-01

制定 : 2012/01/10

改訂 :

問題点是正 / 予防処置表

1, 問題となった事項

環境経営システム

環境目標・活動計画

事故・緊急事態

外部からの苦情

法規等

その他

発生日時 :	発生部署 :	報告者・日付
内容		2022/2/8
・令和3年度においては、事故・緊急事態発生はありませんでした。		島山 正則
原因		
応急対応処置		環境責任者

2, 是正処置(再発防止)

是正処置の決定(内容)		結果確認		報告者
月/日	(いつまでに 誰が 何を)	月/日	(確認事項)	
				環境管理責任者
是正処置の有効性の確認欄 <input type="checkbox"/> 問題無し <input type="checkbox"/> 問題点有り <input type="checkbox"/> 問題有りは予防処置方法作成報告				
<input type="checkbox"/> 是正処置の有効を確認 コメント:				

3, 予防処置(潜在的な原因除去)

※問題点が他の部署等で類似した問題が発生する可能性の有る場合

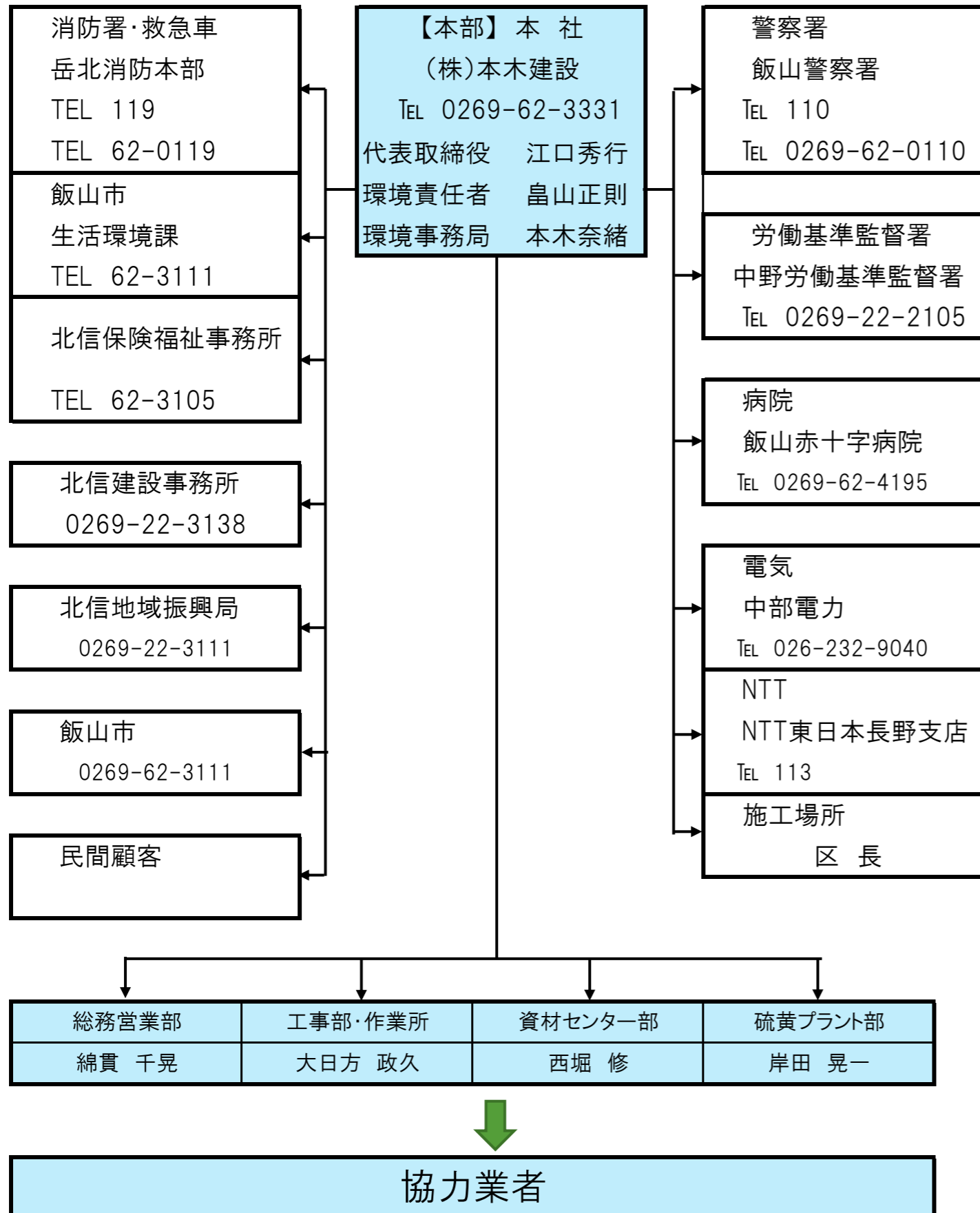
必要

不要

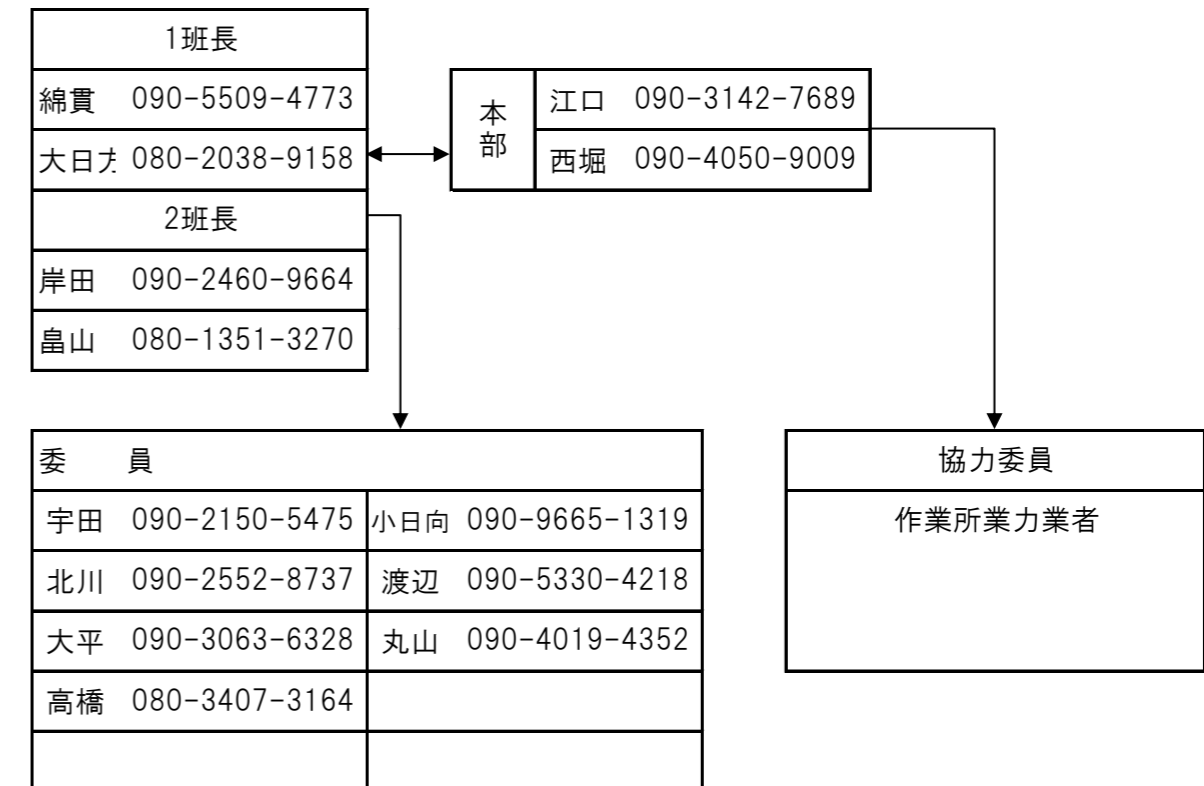
予防処置の決定(内容)		結果確認(有効性)		報告者
月/日	(いつまでに 誰が 何を)	月/日	(確認事項)	
				環境管理責任者

9 環境上の緊急事態への準備及び対応

休日・夜間緊急連絡先



株式会社 本木建設環境・安全災害防止協議会



9-②緊急事態への準備・対応 手順書

様式10-01

制定 : 2012/01/10

改訂 :

承認	作成
環境管理責任者	環境事務局

緊急事態への準備・対応 手順書

※関連書類【問題点の是正/予防処置表】様式12-01

1, 準備及び対応項目



火災対応



油流出対応



産業廃棄物



騒音・振動対応

水質対応



大気汚染対応



化学物質対応

※該当項目は 赤で識別

部所名・作業所名

全部所、作業所

目的	・火災発生防止。 ・火災発生の場合、緊急対応を適切に行うと共に、従業員・近隣住民への安全と火災による環境汚染防止。	
	作業手順書	対応策(ポイント)
	(予防) 1, 消火器・避難用具の点検を適宜行う。 2, 危険物保管場所は火気厳禁とする。 3, 喫煙者は定めた場所で喫煙する。	・点検者は、防火管理者(岸田晃一)が行う。 点検事項は記録に残し3年毎消防署長への報告を実施。 消火器・避難用具の配置図及び避難経路は各部署に掲示し、全職員の危機管理意識向上を行う。 ※点検簿、消防署による点検結果は書類として保管。
	(火災発生連絡体制) 1, 発見者は大声で火災発生の連絡をする。 総務部(1F)工事部(2F)会議室(3F)への伝達 2, 発見者若しくは付近の在席者は各関係機関に連絡する。	・伝達方法は、大声で各階に伝える及び各室に出向き伝達。 ・近隣住民へは外にて大声で伝達、避難の呼びかけ。 ・本社緊急連絡体制図 ・社内社員全員の避難指示。
	(消化活動) 1, 発見者・在室者は近くの消火器で発生現場で消化活動 2, 1F・2Fパントリーのガス器具元栓を止める。	
	(避難・誘導) 1, 在室者は避難経路に基づき安全な場所に避難する。	・火災発見者は他者と2名以上で、社員全員の避難の確認を各室確認し、安全の確認後避難。 ・避難口には物は置かない。
	(警備) 1, 総務職員は消防署の到着時現場を案内する。	・総務職員は不審者が社内に進入しないよう警備・確認。
	(訓練・テスト及び評価・見直し) 1, 適宜訓練を行い、手順の有効性や訓練の妥当性を確認。 2, 火災発生時は原因を突き止め、再発防止のための手順書を見直す。	・全国火災予防週間3月・9月に実施。 予防週間中のスロ・ガン等を、手順書に追加して、更なる防火意識向上を図る。 ・同業者及び類似事業所の火災原因等の情報を入手して予防策を検討実施する。

9-②緊急事態への準備・対応 手順書

様式10-01

制定 : 2012/01/10

改訂 :

承認	作成
環境管理責任者	環境事務局

緊急事態への準備・対応 手順書

※関連書類【問題点の是正/予防処置表】様式12-01

1, 準備及び対応項目

<input type="checkbox"/>	火災対応	<input checked="" type="checkbox"/>	油流出対応	<input type="checkbox"/>	産業廃棄物	<input type="checkbox"/>	騒音・振動対応
<input type="checkbox"/>	水質対応	<input type="checkbox"/>	大気汚染対応	<input type="checkbox"/>	化学物質対応		

※該当項目は 赤で識別部所名・作業所名 全部所、作業所

目的	・灯油給油時、車両・建設機械の油類流出事故は、流出先の河川及び下水道排出基準を超過して水質悪化を引き起こし、地域社会からの会社イメージの低下を受けるので、油類流出事故は防止する必要がある。	
	作業手順書	対応策(ポイント)
	(取組:だれが) 1, オイルタンクからの給油、車両・建設機械等の取扱い者(社員全員及び作業主任者)	・油流出事故を発生させないように細心の注意。 ・給油時はその場を離れ無い。
	(取組内容) 1, 作業リスクを考慮して、流出時の対応は勿論、予防策を計画する。 2, 作業所等では、給油場所・点検場所を定める。	・オイルタンク設置では防油堤を設置。 ・オイル吸着マットを常備。 ・点検整備に努める。
	(予防処置・改善活動) 1, 本社【環境関連法規等の遵守点検表】による各部所への現場パトロールの実施。 2, 教育訓練による作業改善等の協議。	・安全パトロールを兼ねて、月1回以上実施。 ・環境管理委員会、全体会議、工事部会議、作業所が毎日実行朝の安全・環境ミーティングで協議改善。 全員のコミュニケーションを図る。 ・他の流出事故例等による改善策活動。

9-②緊急事態への準備・対応 手順書

様式10-01

制定 : 2012/01/10

改訂 :

承認	作成
環境管理責任者	環境事務局

緊急事態への準備・対応 手順書

※関連書類【問題点の是正/予防処置表】様式12-01

1, 準備及び対応項目

	火災対応		油流出対応		産業廃棄物		騒音・振動対応
	水質対応		大気汚染対応		化学物質対応		

※該当項目は 赤で識別

部所・作業所 (株)本木建設 作業所(共通事項)

目的	・公共工事、民間工事等の作業所は、産業廃棄物について適切に保管・管理し、適切に処理することにより公害を防止し、生活環境の保全と、公衆衛生の向上を目指す。			
	作業手順書	対応策(ポイント)		
	(作業所従事、協力業者等との契約・誓約) 1, 各作業所毎の作成された【施工計画書】により施工者に工事の施工と施工に関わる環境保全を認識させる。 また、作業着手前には環境に伴う誓約書の締結を行う。 2, 処分業者選定については、地域性を考慮し、許可を得ている業者から過去の業績を参考に選定する。	・施工計画書 ・産業廃棄物管理規定に関わる誓約書 ・過積載防止誓約書 ・処分業者とは、収集運搬・中間処理のそれぞれの契約。契約の際は、許可証を必ず確認し、更新された場合は最新の許可証を入手し、契約書として保管する。		
	(実行) 1, 本社の環境関連法規等の遵守表に準じて行う。	・環境関連法規等の遵守表記載事項を手順書として実行。 また、適宜現場パトロールを実行して法規制等の遵守状態を確認する。		
	(確認・評価と問題点の是正) 1, 各担当者は発行したマニフェスト委託処分業者からの各伝票の返送が遅れている場合は、当該業者に連絡し処理状況を確認する。	・報告期限の1/2の日数が経過しても、返送が無い場合は必ず督促する。		
	(書類保管) 1, マニフェストの保管。	・E票で最終処分の確認。 ・A、B2、D、E票は5年間保管。 ・マニフェスト交付状況報告書を毎年6月30日までに長野県知事に提出。		
	票	主旨	業者送付期限	長野県知事への報告期限
	A	控え		
	B2	運搬完了	運搬終了から10日	交付から90日(特管60日)
	D	処分完了	処分完了から10日	交付から90日(特管60日)
	E	最終処分完了	2次マニフェスト受領から10日	交付から180日
	(改善への取組) 1, 当社が営業する各部署責任者は、日頃より3Rに努め、省資源、資源の有効利用となるように努力改善に取り組む。		・3R:優先順位①②③ ①Reduce(減量) ②Reuse(再利用) ③Recycle(リサイクル=再生利用)	

10 代表者による全体の評価と見直し・指示

代表者による全体の評価と見直しを行った結果は次の通りです。

項 目	見直しと今後の期待
収集した情報	1, エコアクション経営システム構築以降の運用状況 2, 目標達成状況、活動計画実施状況 3, 外部とのコミュニケーションの状況 4, その他環境管理責任者の意見 以上を環境管理責任者が社長に報告しました。
評価内容	・順法を確実にいき、環境経営システムは有効に機能したうえで、環境への取組が適切に実施されているか
社長の評価結果	<p>2021年は、大型工事を含め工事量が多い年であったが、現場代理人の計画した、安全・工程・品質出来栄えが、発注者から最も良い評価をいただいた年でもあった。</p> <p>そんな中で、工事量増に伴う、現場での化石燃料使用、各現場事務所、作業員休憩小屋での熱中症対策としたクーラー完備による電力使用の増加はあったが、パトロールで確認した、現場での省エネへの気配りを今後も継続願いたい。</p> <p>現場作業は、作業機械の円滑な起動と作業員の安全により、顧客要求を満たした品質出来栄えが確保されるため、今後も節約に努めた環境管理をお願いする。</p> <p>また、2021年は、目標に挙げた【健康優良法人】、【社員子育て応援宣言】、【長野県 SDGs 推進企業】の登録認定をいただきました。今後はより一層、社員の健康と環境配慮経営に基づく事業活動を、社員一丸となり推進することを願う。</p>
環境方針、目標、計画等の変更の必要性の判断	・更新審査時期を迎えているが、計画等の変更は認められない。

令和 4年 2月 10日

株式会社 本木建設
代表取締役 江口秀行

株式会社 本木建設

〒389-2254 長野県飯山市南町23番地10

TEL(0269)62-3331

FAX(0269) 62-1266

<http://www.moto-ken.biz>